



和歌山市公報

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日
第 1830 号発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1 日 15 日

目 次

【 規 則 】

番号		ページ
59	和歌山市役所支所及び連絡所規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・（市民自治振興課）	3
60	市長の職務を代理する者の順序を定める規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（総務課）	4

【 訓 令 】

6	和歌山市情報化推進委員会規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・（デジタル推進課）	6
7	和歌山市副市長事務担任規程を廃止する規程・・・・・・・・・・（行政経営課）	7

【 告 示 】

303	公示送達（令和 8 年度随時第 3 期及び第 1 期介護保険料督促状）・・・・・・・・（介護保険課）	8
304	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	9
305	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	10
306	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	11
307	公示送達（令和 8 年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）・・・・・・・・（保険総務課）	12
308	公示送達（令和 8 年度市県民税森林環境税（普通徴収）督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税督促状）・・・・・・・・（納税課）	13
309	公示送達（令和 8 年度国民健康保険料納入通知書及び国民健康保険料更正通知書）・・・・・・・・（国保年金課）	14
310	公示送達（令和 8 年度随時 2 期及び第 1 期国民健康保険料督促状）・・・・・・・・（国保年金課）	15
311	市議会臨時会の招集・・・・・・・・・・（財政課）	16
312	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定・・・・・・・・（障害者支援課）	17
313	身体障害者福祉法の規定による医師の指定・・・・・・・・（障害者支援課）	18

【 公 告 】

○	和歌山市立有吉佐和子記念館の指定管理者の公募・・・・・・・・（文化振興課）	19
○	和歌山市立体育館、和歌山市立市民スポーツ広場及び和歌山市立市民温水プールの指定管理者の公募・・・・・・・・（スポーツ振興課）	20
○	和歌山市黒岩地区の一部を受益地域とするための当該土地改良事業の計画の概要の縦覧・・・・・・・・（耕地課）	21
○	四季の郷公園の指定管理者の公募・・・・・・・・（農林水産課）	23
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・（都市計画課）	24
○	和歌山市営自転車等駐車場の指定管理者の公募・・・・・・・・（まちなみ景観課）	25
○	和歌山東公園の指定管理者の公募・・・・・・・・（公園緑地課）	26
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・（都市計画課）	27

【 選挙管理委員会告示 】

52	選挙管理委員会の招集・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	28
----	--------------------------------	----

53	和歌山県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の設置場所・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	29
54	和歌山県議会議員補欠選挙における各投票区の投票所・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	30
55	和歌山県議会議員補欠選挙における第 6 5 投票区及び第 9 3 投票区の閉鎖時刻の 繰上げ・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	31
56	和歌山県議会議員補欠選挙における開票管理者及びその職務代理人・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	32
57	和歌山県議会議員補欠選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理人・・	(選挙管理委員会事務局)	33
58	和歌山県議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理 者・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	34
59	選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	35
60	選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	36
61	委員の直接解職請求に必要な選挙人の数・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	37
62	和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における選挙運動に関する収支報 告書の要旨の公表・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	38

【 教育委員会告示 】

11	教育委員会の招集・・・・・・・・・・	(教育政策課)	39
----	--------------------	---------	----

【 企業局告示 】

27	和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による代表者氏名の変更の届出・・・	(企業総務課)	40
----	--------------------------------------	---------	----

【 消防局規程 】

7	和歌山市消防文書取扱規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・	(消防総務課)	41
---	----------------------------------	---------	----

和歌山市役所支所及び連絡所規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 8 月 20 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 59 号

和歌山市役所支所及び連絡所規則の一部を改正する規則

和歌山市役所支所及び連絡所規則（昭和 43 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市役所宮北連絡所の項中「納定」を「黒田 3 丁目 黒田 4 丁目 黒田 5 丁目 黒田 6 丁目 納定 納定 1 丁目」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 5 日から施行する。

（令和 8 年 8 月 20 日揭示済）

市長の職務を代理する者の順序を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 8 月 24 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 60 号

市長の職務を代理する者の順序を定める規則等の一部を改正する規則

（市長の職務を代理する者の順序を定める規則の一部改正）

第 1 条 市長の職務を代理する者の順序を定める規則（平成 18 年規則第 86 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市長の職務を代理する上席の職員を定める規則

第 1 条及び第 2 条を削る。

第 3 条中「法」を「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

（和歌山市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例施行規則の一部改正）

第 2 条 和歌山市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例施行規則（昭和 37 年規則第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「消防局に属する事務を担当する」を削る。

（和歌山市人権・同和対策協議会規則の一部改正）

第 3 条 和歌山市人権・同和対策協議会規則（平成 14 年規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「、副会長」を削り、同条第 2 項中「市民環境局に属する事務を担当する」を削り、同条第 3 項を削り、同条第 4 項を同条第 3 項とする。

第 4 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長とともに」を「に事故があるとき、又は会長が」に改め、同項を同条第 2 項とする。

（和歌山市事務決裁規則の一部改正）

第 4 条 和歌山市事務決裁規則（平成 15 年規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「両副市長」を「副市長」に改める。

別表第 3 中

市長の職務を代理する者の順序を定める規則（平成 18 年規則第 86 号）第 2 条第 1 項の規定により第 1 順位として定められた副市長	市長の職務を代理する者の順序を定める規則第 2 条第 1 項の規定により第 2 順位として定められた副市長
	所管の局長

を

「

副市長	所管の局長
所管の局長	

に改める。

」

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 2 5 日から施行する。

（令和 8 年 8 月 2 4 日揭示済）

和歌山市訓令第 6 号

和歌山市情報化推進委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 8 月 18 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市情報化推進委員会規程の一部を改正する規程

和歌山市情報化推進委員会規程（平成 13 年訓令第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「別表第 1」を「別表」に改める。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 3 委員長は、必要があると認めるときは、職員以外の者に会議に出席することを依頼し、かつ、意見を求めることができる。

第 6 条を次のように改める。

（DX 推進責任者）

第 6 条 委員会の方針に基づくデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）を効率的かつ広範に推進するため、課に DX 推進責任者を置く。

- 2 DX 推進責任者には、課長をもって充てる。
- 3 DX 推進責任者は、所管業務における業務改革、行政手続のオンライン化、データ活用その他 DX に関する取組を推進し、その進捗及び課題について、必要に応じて委員会に報告するものとする。
- 4 DX 推進責任者は、DX の推進に当たり、複数の課に関係する事項があるときは、関係課の DX 推進責任者と協議し、デジタル推進課と連携して、必要な調整を行うものとする。
- 5 DX 推進責任者は、委員会が実施する全庁的な又は複数の課に関係する DX の取組について、必要な協力を行うものとする。
- 6 DX 推進責任者は、次条第 1 項の規定により設置する DX 推進員その他関係職員と連携し、所属職員の DX に関する理解の促進及び取組の実施に努めるものとする。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える

（DX 推進員）

第 7 条 DX 推進責任者を補佐させるため、課に DX 推進員を置く。

- 2 DX 推進責任者は、所属職員のうちから DX 推進員を選任し、委員会に報告する。

別表第 2 を削り、別表第 1 を別表とする。

附 則

この規程は、令和 8 年 8 月 18 日から施行する。

（令和 8 年 8 月 18 日揭示済）

和歌山市訓令第 7 号

和歌山市副市長事務担任規程を廃止する規程を次のように定める。

令和 8 年 8 月 24 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市副市長事務担任規程を廃止する規程

和歌山市副市長事務担任規程（令和 7 年訓令第 4 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 8 年 8 月 25 日から施行する。

（和歌山市幹部連絡会議規程の一部改正）

- 2 和歌山市幹部連絡会議規程（昭和 48 年達第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書中「市長の職務を代理する者の順序を定める規則（平成 18 年規則第 86 号）第 2 条第 1 項の規定により第 1 順位として定められた」を削る。

（和歌山市文化行政推進協議会規程の一部改正）

- 3 和歌山市文化行政推進協議会規程（昭和 55 年訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「産業交流局に属する事務を担当する」を削る。

（和歌山市政策調整会議規程の一部改正）

- 4 和歌山市政策調整会議規程（昭和 63 年訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「市長の職務を代理する者の順序を定める規則（平成 18 年規則第 86 号）第 2 条第 1 項の規定により第 1 順位として定められた」を削り、同条第 2 項中「前項に規定する」及び「当該」を削り、「市長の職務を代理する者の順序を定める規則第 2 条第 1 項の規定により第 2 順位として定められた副市長」を「市長公室長」に改める。

第 4 条第 1 項中「前条第 1 項に規定する」を削る。

（和歌山市情報化推進委員会規程の一部改正）

- 5 和歌山市情報化推進委員会規程（平成 13 年訓令第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表副委員長の項中「総務局に属する事務を担当する副市長」を「副市長」に改め、委員の項中

「

総務局に属する事務を担当する副市長以外の副市長

を

公営企業管理者

」

「

公営企業管理者

」に改める。

（令和 8 年 8 月 24 日揭示済）

和歌山市告示第 3 0 3 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 8 月 2 0 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	期別	種別	備考
令和 8 年度	随時第 3 期 第 1 期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和 8 年 8 月 3 1 日に変更する。

(別紙省略)

(令和 8 年 8 月 2 0 日揭示済)

和歌山市告示第 304 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 20 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 8 年 8 月 8 日
J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 8 年 8 月 4 日及び同月 10 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 8 年 8 月 6 日及び同月 13 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番地 1

電 話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2,500 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4,000 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和 8 年 8 月 20 日揭示済)

和歌山市告示第 305 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 20 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上	令和 8 年 8 月 3 日及び同月 7 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条の 2 第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番地 1

電 話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2,500 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4,000 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

（令和 8 年 8 月 20 日揭示済）

和歌山市告示第 306 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 20 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して 90 日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和 8 年 8 月 21 日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 8 年 5 月 7 日及び同月 9 日	令和 8 年 5 月 20 日
J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 8 年 5 月 12 日	令和 8 年 5 月 20 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 8 年 5 月 7 日及び 14 日	令和 8 年 5 月 20 日
和歌山市内一円市道上	令和 8 年 5 月 7 日及び同月 14 日	令和 8 年 5 月 20 日

4 処分自転車等の保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番地 1

電 話 422-4100

（令和 8 年 8 月 20 日揭示済）

和歌山市告示第 307 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 8 月 24 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	種別
令和 8 年度	後期高齢者医療保険料

（別紙省略）

（令和 8 年 8 月 24 日揭示済）

和歌山市告示第 308 号

市県民税森林環境税（普通徴収）督促状、固定資産税・都市計画税督促状、軽自動車税督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和 29 年条例第 30 号）第 16 条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 8 月 31 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

（別紙省略）

（令和 8 年 8 月 31 日 掲 示 済）

和歌山市告示第 3 0 9 号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

年 度	種 別	備 考
令和 8 年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和 8 年 9 月 2 4 日に変更する
令和 8 年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和 8 年 9 月 2 4 日に変更する

(別紙省略)

(令和 8 年 8 月 3 1 日揭示済)

和歌山市告示第 310 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 8 月 31 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

年 度	期（月）別	種 別	備 考
令和 8 年度	随時 2 期 第 1 期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和 8 月 9 月 10 日に変更する。

（別紙省略）

（令和 8 年 8 月 31 日揭示済）

和歌山市告示第 311 号

和歌山市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 8 年 8 月 31 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

1 期日 令和 8 年 9 月 7 日

2 場所 和歌山市議会議場

3 付議事件

- （1）市長専決処分事項の報告について
- （2）市長専決処分事項の承認を求めるについて
- （3）人事委員会委員の選任について

（令和 8 年 8 月 31 日揭示済）

和歌山市告示第 3 1 2 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第 2 1 条の 5 の 2 5 の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 1 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
3 0 5 0 1 0 1 6 4 5	まめの杜	和歌山市禰宜 1 1 4 0 番地 1	児童発達支援・放 課後等デイサービ ス	1 0 人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
GMC ホール ディングス株 式会社	和歌山県和歌山市島崎町 1 - 7 4 - 1	令和 8 年 9 月 1 日	令和 1 4 年 8 月 3 1 日

（令和 8 年 9 月 1 日掲示済）

和歌山市告示第 313 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を指定したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成 15 年規則第 11 号）第 4 条の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 1 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

氏 名	診療科目	診断する障害 の種類	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
大音 壮一郎	眼科	視覚障害	日本赤十字社 和歌山医療センター	和歌山市小松原通 四丁目 20 番地	令和 8 年 9 月 1 日
前部屋 賢	呼吸器内科	呼吸器機能障害	和歌山県立医科大学 附属病院	和歌山市紀三井寺 811-1	令和 8 年 9 月 1 日
小暮 美和子	呼吸器内科	呼吸器機能障害	医療法人明星会 星野クリニック	和歌山市友田町 5-32	令和 8 年 9 月 1 日
近藤 正人	消化器外科	直腸機能障害、 小腸機能障害	日本赤十字社 和歌山医療センター	和歌山市小松原通 四丁目 20 番地	令和 8 年 9 月 1 日

(令和 8 年 9 月 1 日揭示済)

公告

和歌山市立有吉佐和子記念館の指定管理者の公募について、和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 2 4 年規則第 7 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき公告する。

令和 8 年 8 月 1 8 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 管理施設

和歌山市立有吉佐和子記念館（和歌山市伝法橋南ノ丁 9 番地）

2 業務内容

- （1）記念館の公開に関する業務
- （2）顕彰事業に関する業務
- （3）自主事業に関する業務
- （4）施設、設備及び備品の維持管理に関する業務
- （5）その他施設の設置目的を達成するため市が必要と認める業務

3 指定予定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日までの 5 年間

4 指定申込方法

（1）募集要項の配布期間及び方法

期間 令和 8 年 8 月 1 8 日（火）から同年 9 月 3 日（木）まで

方法 上記期間中、和歌山市のホームページからダウンロード

（2）申込書の受付期間及び場所

期間 令和 8 年 9 月 1 0 日（木）から同年 1 0 月 2 日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

場所 和歌山市役所 1 0 階 文化振興課

（注意）直接持参することとし、郵送等は認めない。

（令和 8 年 8 月 1 8 日揭示済）

公告

和歌山市立体育館、和歌山市立市民スポーツ広場及び和歌山市立市民温水プール（以下「スポーツ施設」という。）の指定管理者の公募について、和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 2 4 年規則第 7 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき公告する。

令和 8 年 8 月 1 8 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 管理施設

- （1）和歌山市立松下体育館（和歌山市西浜 1 0 3 7 番地）
- （2）和歌山市立市民体育館（和歌山市土入 3 1 8 番地 1）
- （3）和歌山市立河南総合体育館（和歌山市和佐中 1 6 5 番地 1）
- （4）和歌山市立市民スポーツ広場（和歌山市福島 7 9 6 番地）
- （5）和歌山市立市民温水プール（和歌山市土入 3 1 8 番地 1）

2 業務内容

- （1）スポーツ施設の使用の許可その他スポーツ施設の管理運営に関する業務
- （2）スポーツ施設の維持管理に関する業務

3 指定予定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日までの 5 年間

4 指定申込方法

（1）募集要項の配布期間及び方法

期間 令和 8 年 8 月 1 8 日（火）から同年 9 月 2 日（水）まで

方法 上記期間中、和歌山市のホームページからダウンロード

（2）申込書の受付期間及び場所

期間 令和 8 年 9 月 8 日（火）から同月 3 0 日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

場所 和歌山市役所 1 0 階 スポーツ振興課

（注意）直接持参することとし、郵送等は認めない。

（3）スポーツ施設（5 施設）の一括管理

松下体育館、市民体育館、河南総合体育館、市民スポーツ広場及び市民温水プールは、5 施設を一括して管理することになるため、単独施設の申請は不可とする。

（令和 8 年 8 月 1 8 日揭示済）

公 告

和歌山市黒岩地区の一部を受益地域（別紙のとおり）とするため池等整備事業（友渕池地区）を県営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 85 条の 2 第 5 項において準用する同法第 85 条第 6 項の規定によりこの旨を公告し、当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同条第 7 項の規定により和歌山市に意見書を提出することができる。

令和 8 年 8 月 20 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 縦覧に供する書類

県営ため池等整備事業 友渕池地区土地改良事業計画概要書

2 縦覧期間

令和 8 年 8 月 21 日から同年 9 月 17 日まで

3 縦覧場所

和歌山市産業交流局農林水産部耕地課

4 意見書の提出方法等について

（1）意見書の提出

ア 宛先

和歌山市長 尾花正啓

イ 提出先

和歌山市産業交流局農林水産部耕地課

郵便番号 640-8511

和歌山市七番丁 23 番地

（2）意見書の提出期限

令和 8 年 9 月 17 日

（3）記載事項

ア 意見提出者が個人である場合にあっては住所及び氏名、法人である場合にあっては法人名及び所在地

イ 意見の内容及び理由

（4）意見書の提出上の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、使用する言語は日本語に限ります。

イ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

ウ 電話での意見はお受けできません。

(別紙)

[受益地域]

市町村名	大字名	字 名	地 域	備 考
和歌山市	黒岩		一部の田、畑	
	南畑		一部の田、畑	

(令和 8 年 8 月 2 0 日揭示済)

公告

四季の郷公園の指定管理者の公募について、和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 24 年規則第 7 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき公告する。

令和 8 年 8 月 24 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 管理施設

四季の郷公園（和歌山市明王寺 85）

2 業務内容

（1）運営及びマネジメントに関する業務

- ・必須業務（公園施設運営業務、総務業務等）
- ・自主提案業務（収益施設運営業務、閑散期のにぎわい創出業務等）

（2）施設・設備等維持管理業務

3 指定予定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日までの 10 年間

4 指定申込方法

（1）募集要項の配布期間及び方法

期間 令和 8 年 8 月 24 日（月）から同年 9 月 3 日（木）まで
方法 上記期間中、和歌山市のホームページからダウンロード

（2）申込書の受付期間及び場所

期間 令和 8 年 9 月 9 日（水）から同年 9 月 30 日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
場所 和歌山市役所 8 階 農林水産課

（注意）直接持参することとし、郵送等は認めない。

（令和 8 年 8 月 24 日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 8 年 8 月 2 4 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市里字中ノ橋 5 9 番 2、6 0 番 1	和歌山市黒田一丁目 2 番 1 7 号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東 行男

（令和 8 年 8 月 2 4 日揭示済）

公告

和歌山市営自転車等駐車場の指定管理者の公募について、和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 24 年規則第 7 号）第 2 条第 1 項の規定により別添のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 24 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 管理施設

- （1）和歌山市営和歌山駅東口自転車等駐車場（和歌山市太田一丁目 15 番 9 号）
- （2）和歌山市営市駅前自転車駐車場（和歌山市屏風丁 17 番地 和歌山市民図書館中 2 階）
- （3）和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場（和歌山市東蔵前丁 39 番地 南海和歌山市駅駐車場棟 1 階）
- （4）和歌山市営六十谷駅前自転車等駐車場（和歌山市六十谷 432 番地 19）

2 業務内容

- （1）施設の出入りの管理に関する業務
- （2）施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- （3）その他市長が必要と認める業務

3 指定予定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間

4 指定申込方法

（1）募集要項の配布期間、場所及び方法

期間 令和 8 年 8 月 24 日から同年 9 月 11 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

場所 和歌山市役所 9 階 まちなみ景観課において配布

上記期間中、和歌山市のホームページからもダウンロード可能

（2）申込書の受付期間及び場所

期間 令和 8 年 8 月 28 日から同年 9 月 25 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

場所 和歌山市役所 9 階 まちなみ景観課

（注意）直接持参することとし、郵送等は認めない。

（令和 8 年 8 月 24 日揭示済）

公告

和歌山東公園の指定管理者の公募について、和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 2 4 年規則第 7 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき公告する。

令和 8 年 8 月 2 4 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 管理施設

（1）和歌山東公園（和歌山市北出島 1 3 3 番地）

2 業務内容

（1）和歌山東公園の使用の許可及び管理運営に関する業務

（2）和歌山東公園の維持管理に関する業務

3 指定予定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日までの 5 年間

4 指定申込方法

（1）募集要項の配布期間及び方法

期間 令和 8 年 8 月 2 4 日（月）から同年 9 月 9 日（水）まで

方法 上記期間中、和歌山市のホームページからダウンロード

（2）申込書の受付期間及び場所

期間 令和 8 年 9 月 1 4 日（月）から同月 3 0 日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

場所 和歌山市役所 9 階 公園緑地課

（注意）直接持参することとし、郵送等は認めない。

（令和 8 年 8 月 2 4 日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 8 年 8 月 31 日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市岩橋字字田 1177 番 5、1177 番 8、字南垣内 1280 番 2、1281 番 10、1281 番 13、1281 番 15	和歌山市太田二丁目 8 番 11 号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田武弘

（令和 8 年 8 月 31 日掲示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 5 2 号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 日時 令和 8 年 8 月 2 4 日（月）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 場所 和歌山市七番丁 1 7 番地
和歌山朝日ビルディング 5 階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - （1）選挙人名簿から抹消するについて
 - （2）和歌山県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
 - （3）和歌山県議会議員補欠選挙における投票所を定めるについて
 - （4）和歌山県議会議員補欠選挙における投票所の閉鎖時刻の繰上げについて
 - （5）和歌山県議会議員補欠選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う
場所及び日時について
 - （6）和歌山県議会議員補欠選挙における開票の場所及び日時について
 - （7）和歌山県議会議員補欠選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について
 - （8）和歌山県議会議員補欠選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について
 - （9）和歌山県議会議員補欠選挙における個人演説会等の施設の設備の程度の承認及び候補者等が納付すべき
費用の額の承認について
 - （10）和歌山県議会議員補欠選挙における投票所入場券の様式を定めるについて
 - （11）和歌山県議会議員補欠選挙における登録の移替えをしない時期を定めるについて
 - （12）和歌山県議会議員補欠選挙における期日前投票所及び不在者投票を行う場所等を定めるについて
 - （13）和歌山県議会議員補欠選挙における期日前投票所及び不在者投票を行う場所の開始時刻の繰下げにつ
いて
 - （14）和歌山県議会議員補欠選挙における不在者投票の投票用紙及び投票用封筒等の郵便等をもって発送す
る日を定めるについて
 - （15）委員長専決処分について
 - （16）和歌山県議会議員補欠選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
 - （17）和歌山県議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
 - （18）和歌山県議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

（令和 8 年 8 月 1 9 日掲示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 5 3 号

令和 8 年 9 月 1 3 日執行予定の和歌山県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の
設置場所を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 4 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- | | | |
|---|-------|----------|
| 1 | 設置箇所数 | 5 9 0 箇所 |
| 2 | 設置場所 | 別表のとおり |

（令和 8 年 8 月 2 4 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 5 4 号

令和 8 年 9 月 1 3 日執行予定の和歌山県議会議員補欠選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 4 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

（別紙省略）

（令和 8 年 8 月 2 4 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 5 5 号

令和 8 年 9 月 1 3 日執行予定の和歌山県議会議員補欠選挙における第 6 5 投票区及び第 9 3 投票区の閉鎖時刻を次のように繰り上げる。

令和 8 年 8 月 2 4 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 投票所名 第 6 5 投票区 加太地区会館大川分館
 第 9 3 投票区 滝畑地区公民館
- 2 閉鎖時刻 午後 6 時 0 0 分

（令和 8 年 8 月 2 4 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 5 6 号

令和 8 年 9 月 1 3 日執行予定の和歌山県議会議員補欠選挙における開票管理者及びその職務代理者を次のように選任する。

令和 8 年 8 月 2 4 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

開票区	開票管理者		同職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
和歌山市	和歌山市	宮原 秀明	和歌山市	木 佳明

（令和 8 年 8 月 2 4 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 5 7 号

令和 8 年 9 月 1 3 日執行予定の和歌山県議会議員補欠選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任する。

令和 8 年 8 月 2 4 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

（別紙省略）

（令和 8 年 8 月 2 4 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 5 8 号

令和 8 年 9 月 1 3 日執行予定の和歌山県議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を、次のように選任する。

令和 8 年 8 月 2 4 日

和歌山市選挙管理委員会

委員長 宮 原 秀 明

（別紙省略）

（令和 8 年 8 月 2 4 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 5 9 号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和 8 年 8 月 2 6 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 日時 令和 8 年 9 月 1 日（火）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 場所 和歌山市七番丁 1 7 番地
和歌山朝日ビルディング 5 階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - （1） 選挙人名簿に登録するについて
 - （2） 選挙人名簿から抹消するについて
 - （3） 直接請求に必要な選挙人の数について
 - （4） 公職選挙法第 1 7 条による投票区の一部改正について
 - （5） 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について
 - （6） 和歌山県議会議員補欠選挙における投票所の投票立会人の選任について

（令和 8 年 8 月 2 6 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 6 0 号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 日時 令和 8 年 9 月 3 日（木）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 場所 和歌山市七番丁 1 7 番地
和歌山朝日ビルディング 5 階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - （7） 選挙人名簿に登録するについて
 - （8） 選挙人名簿から抹消するについて
 - （9） 直接請求に必要な選挙人の数について
 - （1 0） 在外選挙人名簿に登録するについて

（令和 8 年 8 月 3 1 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 61 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和 8 年 9 月 1 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

5, 917 人

- 2 地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

98, 607 人

- 3 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

49, 304 人

（令和 8 年 9 月 1 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 6 2 号

令和 8 年 8 月 9 日執行の和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における各候補者の出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を次のように公表する。

令和 8 年 9 月 1 日

和歌山市選挙管理委員会

委員長 宮 原 秀 明

（別紙省略）

（令和 8 年 9 月 1 日揭示済）

和歌山市教育委員会告示第 11 号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和 8 年 8 月 31 日

和歌山市教育委員会
教育長 阿 形 博 司

- 1 日時 令和 8 年 9 月 3 日（木） 午後 6 時 00 分から
- 2 場所 和歌山市七番丁 23 番地
和歌山市役所 11 階 教育委員室
- 3 議案
 - （1） 和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域並びに学校指定に関する規則の一部改正について
 - （2） 令和 8 年度和歌山市教育功労者表彰について
 - （3） 令和 8 年 9 月議会 教育委員会関係の補正予算（案）について
 - （4） 令和 9 年度和歌山市立和歌山高等学校各課程・学科の募集定員について

（令和 8 年 8 月 31 日揭示済）

和歌山市企業局告示第27号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成13年条例第26号）第9条の規定により代表者氏名の変更の届出があったので、同条例第18条第6号の規定により告示する。

令和8年8月19日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

指 定 番 号	第720号
変 更 年 月 日	令和8年8月12日

	変 更 前	変 更 後
指 定 工 事 店 名	有限会社石本宅研工業 和歌山営業所	
営 業 所 所 在 地	和歌山市土入109番地の8	
代 表 者 氏 名	代表取締役 石本 敏夫	代表取締役 西原 淳丞

（令和8年8月19日揭示済）

消防局訓令第 7 号

和歌山市消防文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日

和歌山市消防局長 西 本 和 人

和歌山市消防文書取扱規程の一部を改正する規程

和歌山市消防文書取扱規程（平成 4 年消防局訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中「各課の副課長、副課長を置かない課にあつては庶務担当班長、各署にあつては副署長、副署長を置かない署にあつては庶務担当班長」を「各課の副課長及び各署の副署長」に改める。

第 12 条第 2 項中「所属長が指名する。」を「所属の庶務担当班長をもって充てる。」に改め、同条第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

附 則

この規程は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

（令和 8 年 9 月 1 日揭示済）